

# 令和5年度 こども食堂・未来応援基金 ヤングケアラー支援助成事業 募集要領

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

## 1 助成の目的

ヤングケアラーは、責任や負担の重いケアを担うことで、勉強や部活、友人との交流など子どもらしい生活が送れず、将来への影響を及ぼすことが懸念され、深刻な問題となっています。また、家庭内での問題であることや生活習慣となることで子ども自身がケアの負担に気づいていない、相談できる大人がない等の理由により、問題が表面化しにくく支援が届きにくいという課題があります。

埼玉県内において、こうしたヤングケアラーの孤立を防ぎ、社会全体で支えていくため、支援に取り組む団体に対して、「こども食堂・未来応援基金 ヤングケアラー支援助成事業実施要領」に基づき、助成することを目的とします。

## 2 助成概要

### (1) 助成対象

ヤングケアラーの支援に資する次の事業を対象とする。

<b>1 身体的・精神的な負担を軽減する事業</b> 【取組例】・安心して過ごせる居場所（子ども食堂、学習支援教室、若者の居場所等） ・ピアサポート活動（当事者同士による支援、交流サロン、相談等） ・食材・食品の提供（フードパントリー）、食事等の宅配 ・家事支援（買い物、掃除等）、ケア対象者の付添・送迎 ・相談窓口の設置 等
<b>2 支援に向けた啓発、支援者間の連携に関する事業</b> 【取組例】・セミナーや研修会、団体内の勉強会、支援者間の事例検討会 ・子ども支援団体等のネットワーク化等
<b>3 その他、趣旨に沿う創意工夫を凝らした事業</b>

(2) 助成額は、原則として1団体上限10万円です。

※助成は1団体1回限りとします。

(3) 対象経費に他の補助金等が充当されている場合には、その補助金等の額を減じて助成します。

## 3 対象実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 4 対象団体

(1) 以下の①及び②の取組みを行う団体であること。

① ヤングケアラーを把握（発見）した際は、本人の意向やケア状況に応じて支援機関等につなぐ。

② 支援機関等から連携要請があった場合は、協力してヤングケアラーの支援を行う。

(2) 「2 助成概要」の要件を満たすこと。

(3) 特定の政治的または宗教的活動を行う団体でないこと。

(4) 団体が、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員）ではないこと。

(5) 当年度に埼玉県社協が実施した他の基金助成事業に申請をしていないこと。

(6) 過去に県社協助成金を受けた団体の場合、実績報告書等の事務がすべて完了していること。

## 5 対象経費

### (1) 費目

事業実施のため、直接的に必要な次の経費

対象				
○消耗品費	○資機材購入費	○会場費	○食料費	○通信運搬費
○印刷製本費	○物品借上費	○講師等謝金	○旅費交通費	
○賃金・報酬（ヤングケアラーがいる世帯への家事支援等の訪問支援に限る）				
○その他本会会長が認める費用				

### (2) 対象外の経費

下記の経費が含まれる場合は、その分を減額して助成となります。

	内容
①	団体の経常的な費用 (例 団体の事務所の借り上げ費、光熱水費、インターネット等の通信費)
②	団体やグループのメンバー、ボランティアに対する謝金といった、賃金や報酬とみなされるもの（ヤングケアラーがいる世帯への家事支援等の訪問支援にかかる経費は除く）
③	団体のメンバー間の親睦を目的とした研修やイベント、またはそれに類する経費（対象となる費目の支出であっても対象外）

## 6 応募方法

### (1) 提出書類

以下の書類を、申請事業の活動拠点等がある「市町村社会福祉協議会」へ提出ください（さいたま市内に活動拠点がある団体は、さいたま市社協各区事務所）。また、応募書類を入れる封筒には『こども食堂・未来応援基金「ヤングケアラー支援」助成金申請』と朱字で明記してください。

なお、埼玉県外に住所等がある団体は、本会へお問い合わせください。

ア	助成金申請書（様式第1号）
イ	助成事業計画書（別紙1）
ウ	団体概要資料【会則（法人は定款）、役員（会員）名簿、事業計画書、予算書、事業報告書、決算報告書、機関誌、周知資料（広報紙・パンフレット・チラシ・ホームページ等）等】
エ	備品（単価1万円以上）等購入の場合、見積書または金額が分かる資料

※実施要領、申請書等は本会ホームページよりダウンロードできます。

◆埼玉県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センターのホームページ  
([http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/volunteer/research\\_16.html](http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/volunteer/research_16.html))

※書類に不足があると受理できません。また、提出書類の返却はできませんので、申請時は控えを手元に保管してください。

### (2) 申請期間 **令和5年4月3日（月）～11月30日（木）【必着】郵送または持参**

	申請期間	決定時期（予定）
第1回	4月3日（月）～5月8日（月）	6月下旬
第2回	7月3日（月）～7月31日（月）	8月下旬
第3回	9月1日（金）～9月29日（金）	10月下旬
第4回	11月1日（水）～11月30日（木）	12月下旬

## 7 助成選考等について

助成の可否は、埼玉県社会福祉協議会内における審査のうえ決定します。  
結果は、郵送にてお知らせし、本会ホームページにて公表します。

## 8 助成決定後について

- (1) 選考の結果は、可否に関わらず郵送にて通知します。
- (2) 助成決定後、必要な事務が完了次第、順次指定の口座へ振り込みます。
- (3) 助成事業の完了後30日以内に本会指定の書式にて実績報告書を提出していただきます。
- (4) 実績報告書の作成にあたっては、助成金を充当する経費の根拠（領収書等）の添付が必要となります。
- (5) 実績報告書の内容に問題がなければ「助成金交付確定通知」を送付します。これをもって本助成金に係る事務の完了となります。
- (6) 次の事項に該当する場合は、助成金の全額又は一部を返還していただきます。
  - ・助成対象事業に関して虚偽の申請又は報告をした場合。
  - ・申請した事業以外に助成金を使用した場合。
  - ・事業が対象実施期間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）内に実施されない場合。
  - ・実績報告書の提出がされない場合（事務が完了しない場合も同様）。

## 9 その他

県社協が実施する以下の基金への同時申請はできません。**1団体1申請**となりますので、御注意ください。

## 10 問い合わせ先

助成事業	目的
こども食堂・未来応援基金 「子どもの居場所づくり」助成	貧困の連鎖解消に資する子どもの居場所づくり活動の立ち上げ支援（活動実績が1年未満の団体又は子どもの居場所づくり活動で、新たに拠点を設けて行う新規事業が対象）
浦和競馬こども基金	様々な困難を抱える子ども達を支援する活動の推進と振興
ひまわり基金	地域における民間社会福祉活動の推進と振興
ふれあいの詩基金	障害者の社会参加活動を進めるボランティア活動の振興

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県ボランティア・市民活動センター  
(地域福祉部 地域活動支援課) 助成事業担当  
電話：048-822-1435 FAX：048-822-3078  
E-mail：[vc@fukushi-saitama.or.jp](mailto:vc@fukushi-saitama.or.jp)

※応募書類を入れる封筒には『こども食堂・未来応援基金「ヤングケアラー支援」助成金申請』と朱字で明記してください。